

物的設備等はあるが収支改善に向けた計画なし

# 会社役員が個人で飲食業務も、 営利性を認めず雑所得に

不動産会社の取締役を務める請求人の個人で行う飲食業務等から生じた所得が事業所得に該当するか争われた裁決で、国税不服審判所は、飲食業務等は物的設備を有し、営業資金を自己資金で賄うなど自己の計算と危険による企画遂行性が認められるとしたが、収支改善に向けた具体的かつ現実的な計画などがなかったことからすれば、事業としての営利性や相当程度の期間安定した収益が得られる可能性があったとは認められないとし、飲食業務等から生じる所得は、事業所得には該当しないとの判断を示した（広裁（所）令5第12号）。

## 営利性や安定収入が得られる可能性はなし

本件は、請求人が自身の営む飲食店等から生じた所得（損失）を事業所得として確定申告をしたところ、原処分庁が当該所得は雑所得に該当し、他の所得と損益通算できないとして更正処分等を行ったため、請求人が原処分の一部の取消しを求めたものである。

請求人は、不動産会社の取締役を務め、不動産収入、配当収入及び給与収入を得るほか、個人として、飲食店（飲食業務）、茶道教室（教室業務）及び太陽光発電（発電業務）に係る業務を営んでいた。請求人は、飲食業務等の赤字は、開業時の多額の初期投資や、その後の新型コロナウイルス感染症の影響で実質休業状態であったことから生じたものであり、このような正常な社会経済活動ができない状況で、飲食業務等の継続性、反復性、相当程度の期間継続して安定した収益が得られる可能性及び営利性を判断するのは不合理であると主張した。

審判所は、一定の経済的行為が「事業」（所法27条①）に該当するか否かは、経済的行

為の営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、自己の計算と危険による企画遂行性の有無、経済的行為に費やした精神的、肉体的労力の程度、人的、物的設備の有無、経済的行為をなす資金の調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況及び経済的活動をすることにより相当程度の期間安定した収益が得られる可能性が存するかどうかなどの諸般の事情を総合的に検討し、社会通念に照らして判断すべきものと解されたとした。

## 安定収入により請求人の生活に影響なし

その上で審判所は、本件飲食業務等は、店舗建物又は茶室という物的設備を有するとともに、営業資金を自己資金で賄うなど飲食店や茶道教室を行う上で請求人による自己の計算と危険による企画遂行性が認められ、また、一応の有償性、継続性及び反復性も認められるとともに、請求人は一応の精神的・肉体的労力を費やしていたことがうかがわれるとしたが、収支改善に向けた具体的かつ現実

【表】 本件各業務に対する審判所の判断

	各業務に対する事実認定	審判所の判断
飲食業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求人は、建物を自己資金を投じて新築し、食品衛生法上の飲食店の営業許可を受けた上で、飲食業務を開始しており、業務開始後も、飲食業務の営業資金を自己資金で賄っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物という物的設備を有するとともに、店舗の営業を行う上で請求人による自己の計算と危険による企画遂行性が認められる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗ではコーヒーなどが対価を得て提供され、店舗の営業時間が定められ、各年を通じて一定の売上げがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一応の有償性、継続性及び反復性が認められる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求人は、各業務に係る帳簿整理に加え、店舗において接客、清掃、店舗の維持管理等を一人でやっていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一応の精神的・肉体的労力を費やしていたことがわかる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降はポスターの掲示はなく、積極的な広告宣伝は行われなかった。</li> <li>売上金額全体の約半分を家事消費が占め、飲食業務を含む各業務の収支は、各年を通じて大幅な赤字であり、飲食業務には多額の資金が投じられる一方、収益は全く上がっていなかったにもかかわらず、飲食業務の収支改善に向けた具体的かつ現実的な計画やその実行もなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>客観的な売上実績や収支状況に照らせば、飲食業務に、営利性や相当程度の期間安定した収益が得られる可能性があったとは認められない。</b></li> </ul>
教室業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>月額54,000円又は日額3,300円の賃借料を支払って茶室を賃借しており、本件教室業務の営業資金を自己資金で賄っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶室という物的設備を有するとともに、茶道教室を行う上で請求人による自己の計算と危険による企画遂行性が一応認められる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶道教室の稽古では、1人当たり1回2,000円の稽古代を納めることで指導が提供されていたこと、また、茶道教室の基本的な開催回数や時間が定められ、令和2年6月までは、一定の売上げがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一応の有償性、継続性及び反復性が認められる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務に係る帳簿整理に加え、茶室での茶道教室の講師を一人で務めていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一応の精神的・肉体的労力を費やしていたことがわかる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶道教室は、請求人の友人を対象に行われていたもので、各年を通じて、生徒募集の広告は行われていなかった。</li> <li>茶道教室は月2回の基本的な開催回数にも満たず、教室業務の収支は、各年を通じて大幅な赤字であったにもかかわらず、教室業務の収支改善に向けた具体的かつ現実的な計画やその実行もなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>営利性や相当程度の期間安定した収益が得られる可能性があったとは認められない。</b></li> </ul>
発電業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電設備は、発電した電力を店舗使用するために建物の屋根に設置されたものであり、その余剰電力が売電されていたことからすると、発電業務は、飲食業務に付随する業務である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>飲食業務は「事業」に該当しないことから、飲食業務に付随する業務である発電業務も「事業」に該当しない。</b></li> </ul>

的な計画やその実行もなかったことからすれば、事業としての営利性や相当程度の期間安定した収益が得られる可能性があったとは認められないと指摘（表参照）。加えて、請求人は、自身が取締役を務める不動産会社からの不動産、配当及び給与収入を得ており、これらの安定した収入により飲食業務等に多額

の損失が生じて、請求人の生活には影響がなかったという事情から判断すると、本件飲食業務等は、「事業」に該当しないとの判断を示した。

したがって、飲食業務等から生じる所得は事業所得には該当せず、審判所は、雑所得に該当するとして請求人の請求を棄却した。